

第22号議案

中間市出張所設置条例を廃止する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市出張所設置条例を廃止する条例

中間市出張所設置条例（昭和53年中間市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。